

商工会議所提携ローン	
融資金額	3千万円以内(1百万円単位) ただし、直近決算における平均月商額以内
資金使途	運転資金
融資利率	当金庫所定の利率(商工中金所定の審査により、決定されます。) ・商工会議所会員は、上記利率(商工中金の同種商品利率)から0.1%優遇します。 ・さらに、日本税理士会連合会所定の中小会社会計基準チェックリストの添付があれば0.3%を優遇します。(但し、最低利率を下限とします。)
融資期間	3年以内(元金均等分割償還 月賦方式、利息前払い) 据置期間なし ただし特に必要な場合6ヶ月。
形態	1年未満：手形貸付方式、1年以上：証書貸付方式
担保	無担保
保証人	原則として法人の代表者1名
対象事業所	以下の要件を全て満たす法人の方 (1) 業歴を3年以上有する方 (2) 徳島商工会議所の会員であること (3) 商工中金から本「提携ローン」以外の借入がないこと (4) 既往の取引金融機関からの借入につき延滞または返済緩和等の条件変更がないこと (5) 貸金業、公序良俗に反する事業を営んでいないこと 決算において2期以上の連続経常赤字、債務超過などの方については、ご希望にお応えできないこともあります。
必要書類	(1) 借入申込書(所定の様式) (2) 企業概要説明書(所定の様式) (3) 決算書3期分(最新期分は、税務申告書別表と勘定科目明細を添付) (4) 直近3ヶ月以内の試算表 (5) 徳島商工会議所会員証明書 (6) 日本税理士会連合会所定のチェックリスト(ある方のみ)
その他	別途、商工中金に出資していただいている中小企業団体(事業共同組合等)に加入されていることが必要です。